

同和問題の解決に向けて

「部落差別の解消の推進に関する法律」をご存じですか？

部落差別の解消を明記した初めての法律が施行されてから、1年余が経過しました。

同和問題の解決に向けたこれまでの経緯

① 同和問題とは

同和問題とは、特定の地域（同和地区や被差別部落などと呼ばれています。）の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたりするなど、さまざまな差別を受けるという重大で深刻な日本固有の人権問題です。日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間経済的・社会的・文化的に低い状態におかれることを強いられてきました。

② 同対審答申と特別対策

高度経済成長期になっても、同和地区の生活環境は劣悪な状況におかれていますが、昭和40年に出された「同和対策審議会答申」（同対審答申）は、同和問題の早急な解決は国の責務であり、国民的課題であるとしました（同和対策審議会は内閣総理大臣の諮問機関）。

同対審答申を受けて、昭和44年から平成14年3月までの33年間、特別措置法に基づき、生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進など、差別解消のための特別対策が推進されました。

また、島根県においても、同和問題の解決を県政の重要な課題として位置付け、差別意識を解消するための教育・啓発活動をはじめ、同和地区における教育の充実、雇用の促進、経営の安定、

生活環境の改善などの対策を積極的に推進しました。こうした取組によって、生活環境などの物的な基盤は大きく改善されました。

③ 同和問題の現状

しかし、結婚・就職等における差別、差別的な落書き、差別につながる身元調査などに見られるように、差別意識はいまだに根深く残っています。たとえば平成28年9月に実施された島根県人権問題県民意識調査においても、自分の子どもが同和地区の人と結婚することに反対したり、結婚を認めないとした人は回答者のうち32.6%、住宅購入時に同和地区の物件を避けるとした人は、回答者のうち37.4%を占めているという結果が出ています。

それとともに、近年、インターネット上で、心無い書き込みがされたり、同和地区の所在地などの情報が公開され拡散するなど、インターネットによる部落差別は極めて深刻な状況となっています。

④ 部落差別解消推進法の施行

こうした実態を踏まえ、部落差別の解消を明記した初めての法律である「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が平成28年12月16日に公布・施行されました。

部落差別解消推進法のあらまし

- ① 部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています（第1条）。
- ② 部落差別の解消に関する施策は、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより行わなければならないとの基本理念が定められています（第2条）。
- ③ 部落差別の解消に関し、国と県・市町村の責務を定め（第3条）、相談体制の充実（第4条）、教育および啓発（第5条）、部落差別の実態にかかる調査（第6条）について規定しています。

部落差別を解消する必要性に対する理解を深め、一人ひとりの人権が尊重される、差別や偏見のない明るい社会の実現をめざしましょう

迷信と差別

●迷信が差別を生む一因であると考えています

同対審答申は、昔ながらの迷信、非合理的な偏見などが同和問題を存続させ、部落差別を支えている根拠の一つである旨を指摘しています。

県でも、迷信や非合理的な偏見は、差別を生む要因の一つであると考えています。人々が根拠のない迷信を信じ、自分の自由な意思によらず、安易に「世間」に同調して行動することは、事実無根の風評や誤った考え方などを無批判に受け入れることにつながり、差別や偏見を存続させ、その解消を難しくするおそれがあるからです。

●六曜について

たとえば、暦につける注釈である六曜は、先勝、友引、先負、仏滅、大安、赤口の6つで構成され、旧暦の各月の1日から末日までこの順番で繰り返し配置されます。六曜については、明治初期の政府が根拠がないとしたほか、いろいろな考え方があると思いますが、県では、六曜は「迷信であり、科学的な根拠がない」と考えています。

●島根県人権問題県民意識調査から

六曜に基づく風習・慣習に肯定的な人は依然として多いことがわかります。（問1参照）

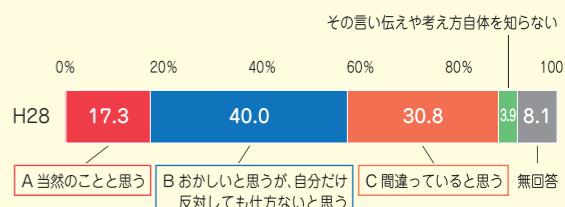
そして風習・慣習を受容する人ほど、差別的な考え方を受け入れやすい傾向がみられます。（問2参照）

●差別の解消に向けて

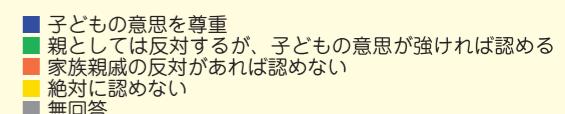
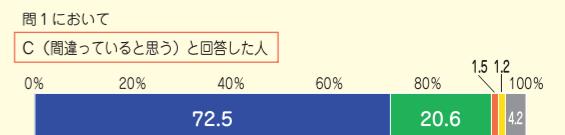
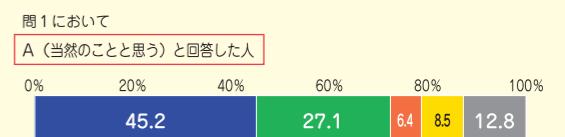
迷信や非合理的な偏見にとらわれたり、「世間」の考え方で安易に同調することなく、まず自分自身で事実を確かめ、考え、判断することが、部落差別をはじめとする差別の解消を図る上で重要です。

島根県人権問題県民意識調査からうかがえる
迷信（問1）と差別（問2）の相関関係

（問1）結婚式は大安の日でないとよくないという考え方をどう思いますか



（問2）子どもが同和地区の人と結婚しようとしたとき、あなたはどうしますか。



例えば「結婚式は大安の日でないとよくない」という考え方を「C 間違っていると思う」と回答した人は、子どもが同和地区の人と結婚しようとしたとき、子どもの意思を尊重する（差別をしない）割合が72.5%と高くなっています。